別紙様式第九号㈠附表中

| | |
|---|---|
| 減価償却資産 | ××××× |
| 減価償却累計額 | △××××× |
| 土地 | ××××× |
| 建設仮勘定 | ××××× |
| 無形固定資産 | ××××× |

を

| | |
|---|---|
| 減価償却資産 | ××××× |
| うち資産除去債務相当資産 | △××××× |
| 減価償却累計額 | △××××× |
| 土地 | ××××× |
| 建設仮勘定 | ××××× |
| 無形固定資産 | ××××× |
| うち資産除去債務相当資産 | △××××× |

に改める。

別紙様式第九号㈠第二一1(4)を削り、同様式第二一1(5)中「連結調整勘定」を「のれん」に改め、同様式第二一1(5)を同様式第二一1(4)とし、同様式第二一1(6)を同様式第二一1(5)とする。

別紙様式第九号㈠第二一3中

| | |
|---|---|
| 業務用固定資産処分益 | ×××× |

を

| | |
|---|---|
| 業務用固定資産処分益 | ×××× |
| 負ののれん発生益 | ×××× |

に、

| | |
|---|---|
| 税引前当期剰余（又は税引前当期損失） | ××××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××××× |
| 法人税等調整額 | ××××× |
| 割戻準備金繰入額 | ××××× |
| 少数株主利益（又は少数株主損失） | ××××× |
| 連結調整勘定償却額 | ××××× |
| 持分法による投資損益 | ××××× |
| 当期純利益（又は当期純損失） | ××××× |

を

| | |
|---|---|
| 税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失） | ××××× |
| 法人税、住民税及び事業税 | ××××× |
| 法人税等調整額 | ××××× |
| 割戻準備金繰入額 | ××××× |
| 少数株主損益調整前当期利益（又は少数株主損益調整前当期損失） | ××××× |
| 少数株主利益（又は少数株主損失） | ××××× |
| 当期剰余金（又は当期損失金） | ××××× |

に改める。

別紙様式第九号㈠第二一4中

| | |
|---|---|
| 賃貸等不動産に関する注記 | |

を

| | |
|---|---|
| 賃貸等不動産に関する注記 | |
| 合併に関する注記 | |

に改める。

別紙様式第九号㈡第二一5［直接法により表示する場合］中

| | |
|---|---|
| 少数株主への配当金支払額<br>・・・・・・・・・・ | |

を

| | |
|---|---|
| 少数株主への配当金支払額<br>・・・・・・・・・・<br>財務活動によるキャッシュ・フロー | |

に改め、同様式第二一5［間接法により表示する場合］中「税引前当期剰余（又は税引前当期損失）」を「税金等調整前当期利益（又は税金等調整前当期損失）」に、

| | |
|---|---|
| 有価証券関係損益 | |

を

| | |
|---|---|
| 有価証券関係損益<br>支払利息 | |

に、

| | |
|---|---|
| 少数株主への配当金支払額<br>・・・・・・・・・・ | |

を

| | |
|---|---|
| 少数株主への配当金支払額<br>・・・・・・・・・・<br>財務活動によるキャッシュ・フロー | |

に改める。

**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の水産業協同組合法施行規則は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

# 告　示

**○国家公安委員会告示第七号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年三月四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十四日　　国家公安委員会委員長　中野　寛成

| 型式認定番号 | 駆動補助機付自転車の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　N11―1 | 電動アシスト自転車<br>ＳＤＭ―206Ｅ | 株式会社東部<br>愛知県名古屋市東区白壁四丁目45番地 |